

前期シュタインの社会思想研究 5 カント、フィヒテ、ヘーゲル

Wie studierte der junge Stein die Geschichte der sozialen Gedanken? (5) Kant, Fichte und Hegel

柴田隆行
Takayuki SHIBATA

第1節 書誌情報

最初に、シュタインがカントやフィヒテ、ヘーゲルに言及している文献を調べておきたい。この3人の哲学者について、多少はまとまったかたちで論じられるのは、タシュケ編集の講義草稿「法哲学史」だけである。これ以外はそれぞれ数行程度言及されているにすぎない。しかし、言及率が低いからと言って、シュタインがカントやフィヒテらの思想を学んでいないとか、影響を受けていないとは言えない。シュタインはしばしばヘーゲル学派に数えられており、その思考枠組から明らかにヘーゲル的なものを読み取ることができる。研究文献も多く、その代表的なものを挙げれば、ギュンツェル『ヘーゲルとローレンツ・フォン・シュタインにおける自由の概念 (Karl Günzel, *Der Begriff der Freiheit bei Hegel und Lorenz von Stein*, Diss. Leipzig 1934)』やハーン『ローレンツ・フォン・シュタインとヘーゲル (Manfred Hahn, *Lorenz von Stein und Hegel. Von der "Erzeugung des Pöbels" zur "sozialen Revolution"*, Diss. phil. Münster 1965)』といった学位論文 (後者はのちに単行本として公刊された。*Bürgerlicher Optimismus im Niedergang*, München 1969) があるほか、コスロウスキ『ドイツ観念論の精神からの社会国家の誕生 (Stefan Koslowski, *Die Geburt des Sozialstaats aus dem Geist des Deutschen Idealismus. Person und Gemeinschaft bei Lorenz von Stein*, Weinheim 1989)』という著書もある。

シュタインの蔵書には、カントの『純粹理性批判 (*Kritik der reinen Vernunft*. Hrsg. von J.H. Kirchmann, Berlin 1868. xst1362)』と『実践理性批判 (*Kritik der praktischen Vernunft*. Hrsg. von Karl Lehrbach, Leipzig [1878]. xst1363)』があるが、これはいずれもシュタイン後年ないし晩年に公刊された版である。ほかに『法論の形而上学的定礎 (*Metaphysische Anfangsgründe der*

Rechtslehre, Königsberg 1797. xst1361)』と『永遠平和のために (*Zum ewigen Frieden*, Königsberg 1796. xst1360)』があり、これらは初版ないしそれに近く、キール時代にシュタインが読んだことを否定しない。前者には、標題紙の右ページにシュタインの書き込みが 3 行ある。「序論には矛盾が含まれる。第 1 部は体系でない。第 3 部は信念である」と、批判的である。序論の 25 ページ「拘束性とは何かだけを一般に言明する定言命法は、同時に普遍的法則として妥当しうる格律に従って行為せよ、である」という原文に下線を引き、これは 15 ページから 22 ページまでの結論である、とシュタインはメモ書きしている。同様に、34 ページの「格律の原理を私が私の行動の格律とすること」に下線を引き、25 ページとの関連を示唆し、また、そのすぐ下に書かれている「正しい行動を私の格律にすることが、倫理学が私に要求することである」と次ページの「法は強制する権能と結びつく」にも注意を促している。『純粹理性批判』には内容を要約した書き込みがあるが、後年のものなので省略する。

フィヒテの著作では、『1813 年の戦争に関する真実の戦争の概念について (*Über den Begriff des wahrhaften Krieges in Bezug auf den Krieg im Jahre 1813*, Tübingen 1815. xst878)』『知識学の原理による自然法の基礎 (*Grundlage des Naturrechts nach Prinzipien der Wissenschaftslehre*, Jena & Leipzig 1796. xst879)』『封鎖商業国家 (*Der geschloßne Handelsstaat*, Tübingen 1800. xst880)』『国家論 (*Die Staatslehre, oder über das Verhältniß des Urstaates zum Vernunftreiche*, Berlin 1820. xst881)』があり、いずれにもシュタインの書き込みが見られる。ヘーゲルの著作は、『哲学的諸学のエンツュクロペディ (*Encyclopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse. 3. Ausg.*, Heidelberg 1830. xst1129)』と『法哲学綱要 (*Grundlinien der Philosophie des Rechts. 2. Aufl.*, hrsg. von E. Gans, Berlin 1840. xst1130)』の 2 点あり、いずれにもシュタインの書き込みがある。なお、カント、フィヒテ、ヘーゲルの著作からの抜粋ノートは現存しない。1852 年公刊のシュタイン著『国家学体系』の製本をばらしてすべてのページについて 1 枚ごとにメモ欄を設けた冊子がシュタイン蔵書にあり、そこにそれぞれの項目に関連した参考文献の記事や抜粋が書かれている。内容からして、本書を講義で使用するためのメモだと思われる。ここにフィヒテの『国家論』とヘーゲルからのメモが見られる。フィヒテとヘーゲルに対する上記書き込みならびにメモについては、あとで言及する。以下では、これらの資料を手がかりに、シュタインがカントやフィヒテ、ヘーゲルから何をどのように学んだかを明らかにしたい。

第 2 節 カント——人格的自由と自律

最初に 1846 年の講義草稿「法哲学史」から。シュタインはつぎのように論じる。

ヨーロッパの生活の動きが最後に行き着いたところがドイツである。だが、17 世紀はイギリスの理論の影響下にあり、18 世紀はフランス思想に支配されていた。しかし、いずれもイギリスやフラ

ンスそのままではなく、ドイツ的に変容されたものである。19世紀によくドイツほんらいの国家理念が登場した。17世紀にグロチウスが先鞭をつけ、スピノザは国家概念を哲学体系に結びつけた。プーフENDORFは法と国家理論の体系化を図り、トマジウスは国家の神聖性の理念に反対した。ヴォルフは社会と国家の融合を実践的にめざし、18世紀には自由の概念の展開がはじまった。A・フォイエルバッハがまず自然法を道徳や実定法から切り離した。そして、カントは知を行為へもたらした。精神生活の根本原則はこの行為の原則となった。

カントの人倫の理念によれば、とシュタインはつづける、「理性は、自分自身による実践的な理性として、自由」(Taschke. 169)であり自律である。これに人格的自由が対立する。人格態はこうしてその最高段階におかれた。その内容は唯一真正正当なものとされ、いわば世界の支配者となった。——シュタインのこの一節はわれわれには理解が容易でない。理性は自己立法的なものとして、自由であり自律であるが、これに対立して(entgegenstehen)人格的自由が立ち現れて、世界を支配する、と書かれている。意志は自律であり普遍的であるが、人格態は個別態であるから、両者是对立するということか。「対立の可能性があるところでのみ自律について語りうる」とシュタインは述べる。したがって、自律の思想は、個別的で自由な人格態を含む(Taschke. 169)。だが、依然として「概念の混乱」が見られる、とシュタインはメモしている。概念の混乱はとくに自然状態に関するカントの説明にある。法＝権利の理念は各個人の自由であるが、それは他の個人の自由と対立する。この両者の統一が自由の法則であり、それが法＝権利であるべきである。だが、この両者の統一は実際すでに人倫のなかに定在する。道徳と自然法との混同が、自由と人倫の混同となり、そこに人格態と普遍態との対立が加わりながらも、それらの統一として法＝権利が登場する。したがって、カントにとって、個別的人格態も普遍的人格態も認識されず、両者を統一する法則の理念だけが認識される(Taschke. 170)。だがしかし、「人倫的生活は、自立的で普遍的な人格態が認識される場所でまさに初めて可能であり、それによって初めて個人の生活はより高次で同時により規定された形態を獲得する」(Taschke. 170)から、カントの場合、あくまでも「普遍的な人格態の理念」が求められる。この普遍的な人格態は、しかし、自立的なものであり、この自立的な普遍的なものが個別的なものの自由と一致し、思想の自律とも一致する(Taschke. 171)。この一致は矛盾であるが、カントはまさにこの矛盾の解決に着手したのであり、それが彼の言う定言命法にほかならない。これは、「理性の自律を人格態におき入れる試み」(Taschke. 172)とすることができる。このようにシュタインは説明する。

つぎにカントの自由論について論じる。「カントは意志を発見した」とシュタインは言う(Taschke. 172)。意志とは、主体の理性にその規定根拠を見出す熱望能力のことである。したがって、意志は感性的な衝動によって規定されず、それゆえ自由である。規定されるということは定在であり、意志は規定されたものである。だが、意志を規定するのは、みずからのうちのみを規定する理性のみである。すなわち、自分自身による実践理性がそれである。したがって、自由は絶対的に人格的な自己規定であり、内在的なものである。あらゆる理性の本質は自律であり、自由である。

これが道徳論に適用されると、理性は普遍的であるから、「いかなる行動も同時に普遍的でありうるように、行動せよ」となる。これが最高の道徳法則である。自由であるということは、法則によって自律的であり真実であることを言う (Taschke. 173)。

つづいて、カントの法哲学について。当時の国家哲学の課題は、組織をひとつの全体として捉え、そのすべての部分にわたって首尾一貫性に迫るところまではおよばず、公民の権利を問うものでしかなかった。権利法則は絶対的に必然的であり、この法則のもとで一群の人間が統合するのが国家である。この国家的団体は支配権と立法権と司法権を有する。立法は統合した人民にのみ帰せられうる。というも、万人だけが、個人に不法をなすことができないからである。立法に与ることができるのは公民である。公民になる資質は投票能力だけである。公民がみずからの権利を国家に譲渡する行為は根源的契約であり、これによって無法則な自由が法則的な依存と交替する。すなわち、法則のなかの自由である。こうして、契約の理念が無法則的な自由のなかにある法則的な自由の内容を獲得する。

以上は、カントの『人倫の形而上学』の法論第 2 部公法の第 45 節から 48 節までに直接即応したものであるが、カントの文章よりもはるかに簡潔に書かれており、しかも理解は的確である。シュタインはこのあと、「法的効果に関する一般的注解」を手短に紹介しているが、「人民は抗告する権利を有しても抵抗する権利は有しない」という一節を引くだけで、カントの原文にある、騒乱権や反乱権、君主殺害、さらには革命等についていささか触れていない。そういった生々しい話は、苦勞してようやく専任の員外教授となったばかりのシュタインとしてはあえて避けたのかもしれない。「こうして人間は、行動することで規定されるのでもなければ、絶対的に自由であるとか自己制約的であるとかで規定されるのでもない。人間は理性によって不可避的に規定されるのである。論理的な法則は自己自身で成就する」(Taschke. 174) とだけ述べるにとどまる。

最後に、1797 年の法論をシュタインは取り上げる。「まずは、個人を強いるもの、したがって、自由を制限するものとしての法の本質」(Taschke. 176) について。これは、その概念からして意志であり、自己自身にもとづく実践理性である。いかなる意志も、理性的であるかぎりでのみ、自由である。実践理性のカテゴリー。それに基づく定言命法は国家である。というも、立法は定言命法であり、ア・プリオーリに必然的だからである。

このようなシュタインの説明は言葉不足で理解しがたい。立法が定言命法だからといって、それだけでは定言命法が国家だとは言えない。「立法のもとでの団結が国家」であり、それは契約によって生じる、とつづくが、契約がつねに定言命法とはかぎらない。「国家における自由の保持——自己統治。国家の自立性の保持——抗告。」このようなメモを最後に、カントの話は終わり、シュタインはつぎにフィヒテに向かうことになる。

ところで、カントとフィヒテとヘーゲルの 3 者を並べて言及しているシュタインの著作として、『一般文芸新聞』1846 年 4 月号 (91、92 号) に掲載の書評論文「刑法。ケストリンの刑法の根本概念についての新たな修正 (Criminalrecht. Neue Revision der Grundbegriffe des Criminalrechts

von C.R. Köstlin, Tübingen 1845)」と、後年の著作『ドイツの法学と国家学の現在と未来』（1876年）がある。キール時代の作品である前者では、犯罪がそれ自体刑罰を求める契機をもつ、という話からこの3者の考えが紹介される。カントの法哲学に見られる本来的な矛盾を最も良く示すものが定言命法である、とシュタインは言う。ここでは刑罰は目的を有さず、意志そのものがそれ自体で貫徹するが、法と刑罰との関係は解消されずに残っている。「個別的で自由な人格態の哲学者」であるフィヒテがたいへんな労力をつぎ込んで自然法理論を打ち立て、そこで普遍的な意志を個人の意志から導き出して、これまでの数学的証明のシシュポスの労働に終止符を打った。だが、これをヘーゲルが批判した。ヘーゲルにとって個別的な意志は完全に消滅し、普遍的なものだけが存在する。犯罪と刑罰の問題も、個人とはまったく関係がなく、普遍的な意志の契機にすぎない。すべての発展の歩みは絶対的な理性の自己成就にほかならない。犯罪と刑罰の問題は、人格態の問題として解決されなければならない。犯罪が存在するのは、個別的で自由な人格態が普遍的で自由な人格態と対立するからである。したがって、刑罰は犯罪を普遍的な人格態の統一に従属させることでなければならない。このことを具体的に捉えるには、「思想の現象学」ではなく「行為の現象学」が必要である、云々。

後者はウィーン時代の著作であるが、そこでは、学問が人格態の本質と規定との内的連関を意識しつつ統一体として捉えられたものが哲学である⁽¹⁾と定義され、その代表としてカントとフィヒテとヘーゲルの名が挙げられている。カントは、学問に客体なしの知るものだけを設定し、フィヒテは客体を産み出すものとしての知るものを設定した。ヘーゲルは、個別的なものを必要としないものとしての知を設定した。言い換えれば、カントにとって知は純粋に論理的な行為であり、フィヒテにとっては存在そのものが知るものの存在にほかならず、ヘーゲルにとって知は意識されたものの帰結であり、みずから固有の論理の成果である。だが、これら3者とも自然的な定在の自立態を廃棄して人格的な定在を提示している点で同一哲学にほかならず、これは、ダーウィニズムに見られる純粋な自然哲学が人格的な定在を自然的な定在に還元するのとは異なる。このようにシュタインは述べている。

カント、フィヒテ、ヘーゲルに対するこれらのシュタインの理解はいずれも平板で図式的であり、そのことはキール時代からウィーン時代まで変わらないことが、この2つの論文からうかがえる。だが、個別に見てゆけば、シュタインがいずれの思想からもみずから独自の人格態概念を読み取ろうとしていることがわかる。カントについて言えば、人格態は自律であることで初めて成り立つことが確認されたと言えるであろう。したがってつぎに求められることは、自律としての人格態がいかに自己展開するかということであり、シュタインがそれをフィヒテに求めることは図式的ではあるが、自然の流れでもある。

第 3 節 フィヒテと個別的人格態

シュタインの「法哲学史」講義では、つぎのようにフィヒテが論じられる。自由についてのカントの根本思想は、フィヒテで全哲学を支配する原理となって登場する。カントでは多数の個別的人格態に区別なく定在する理性が普遍的な法則のもととなっていたが、フィヒテでは普遍的な法則がそのまま個別的人格態に定在する (Taschke. 177)。図式的に言えば、カントでは「法則と自由な人格態」というように法則と人格態が並列するが、フィヒテでは「法則と絶対的に同一のものとしての人格態」(Taschke. 177) とあるように、両者は一体である。したがって、フィヒテでは、法則は定言命法として登場するのではなく、理性がみずからを設定して規定態とする内容として現れる (Taschke. 176)。

フィヒテはまさしく人格態の理念の代表者であり、成長過程にあったドイツの自立の時代に全生涯にわたって関わった。真に「私」が人格態を自由なものとして設定したいと思うなら、自分自身でのみ自分を規定するものが自由であるから、「私」はこうした法則を個別的人格態の外部に設定することは許されず、それは、個別的人格態が自分自身だけでみずからの法則を産み出さなければならない。これがフィヒテの根本思想であり、そこに彼の自我概念の本質がある (Taschke. 178)。ただし、「フィヒテの自我は根本的には概念ではなく、それ自身行為である」という注意書きをシュタインは忘れない。これは、フィヒテにおいてはいっさいが自我の活動態にすぎないことの繰り返しであるが、シュタインにとってこの言葉がそれ以上の意味を思想的に有することについては後述する。

フィヒテの自然法は知識学に基づいている。不法は感性界にのみその原因が求められる。個人は他の個人と対立するが、この限界を個人は不法と見なす。個人はほんらい絶対的な意志であるから、他の個人の意志による制限は、強制として現象する。そこで万人の意志と個々人の意志との総合的な統一が求められて契約が生まれる。フィヒテにとって国家は契約によって生じる。この契約はカントの場合とまったく異なり、「個人が契約を結ぶべきであるのは、契約が理性の法則であるからではなく、個人が契約を結ぶ意志があるからである」(Taschke. 179)。個人の自由は、法則との一致にあるのではなく、個人の意志にある。したがって、国家は、自分自身によって絶対的に制約されたものではなく、すべての個人の意志にほかならない。こうして国家は諸個人とその自立態に解消される。

こうしたフィヒテ解釈がそのまま正しいとは言えない。というのも、「いかなる自由な存在者も自分の自由を、他のすべての存在者の自由という概念によって制限すること」をみずからの法則としなければならない、しかもこの法則は「例外を許さず、いったん受け入れられたのちは、普遍妥当的かつ無条件に命令されるべきである」⁽²⁾ というのが、フィヒテの『自然法の基礎』の結論であるからである。だが、ここではシュタインのフィヒテ理解を学ぶ場であるので、筆者のフィヒテ解釈の展開は控えよう。

ところで、フィヒテの体系を捉えることで、その批判も得られる、とシュタインは言う (Taschke, 180)。それはこうである。自我だけが支配すべきである。これは不法である。したがって、自我は自己矛盾に陥る。自我はもろもろの契約によって敵から自分を守らなければならない。だが、敵とはだれのことか。これを仔細に調べて明らかになることは、敵とはまさしく自我だということである。自我の不法と他の自我の不法とが対立する。それゆえ不法は自己矛盾する。不法は、自分自身を廃棄することによってのみ定在する。それにもかかわらず、フィヒテではこうした不法が人格態の絶対的な内容となる。この矛盾を詳しく調べてみると、個別的な人格態がそれ自身無限なものとして設定されている点にそれは由来する。したがって、この命題は廃棄されねばならない。しかし、これを廃棄すると、人格態そのものが消失してしまうであろう。このようにシュタインは述べて、この矛盾の解決はヘーゲルに委ねられると結論づける。——ここでも図式的解釈が目につく。

つぎに、シュタインがフィヒテの著作を読んで書き込んだメモとノートを瞥見しよう。1796年の『自然法の基礎』では、標題紙の右ページに3行書き込みがあり、「最初はフィヒテの世界観が展開されているが、決定的な論証の帰結は不十分なものでしかない」とある。本文では、序論に7カ所、本論は34ページまでに15箇所下線が引かれているが、それ以後のページにはない。このうち、原書9ページ⁽³⁾にある「自我自身がみずからの行為によって客体をつくる。この行為の形式がそれ自身客体であって、それ以外の客体は考えられない」という文章の欄外に「これでは自我はもはや人間的なものではない」と書き込まれている。また、同32ページ⁽⁴⁾の、最初の一組の人間を教育したのはだれかひとりの人間ではなく人間ではない理性的存在者であった、という箇所の欄外に「なぜ単純に継続的な教育や創造の理念ではないのか」と、それぞれ書き込みがなされているが、いずれもシュタインの素朴な疑問がうかがい知れて興味深い。1800年の『封鎖商業国家論』では、見返し一面と裏表紙内側に書き込みがあり、冒頭「ここにあるのはプロレタリアートの話ではなく、国民経済学の組織化である」とある。それ以外は本文の要旨である。下線や傍線は全体に見られる。原文111ページにある「私見では、所有についての対立し合う諸理論の根本的な誤りは、〔中略〕最初の根源的な所有を物件の排他的占有に入れたことにある」に下線を引いて注意を促している点が、人格的所有の排他性をめぐるシュタインの議論を想起させて、興味深い。1815年の戦争論にも多くのページで下線ないし傍線が引かれているが、書き込みは見られない。

1820年の『国家論』では12箇所に下線が引かれているが、31ページの「あらゆる学問は行為を基礎づけるものであり (Alle Wissenschaft ist thatbegründend)、実践といっさい関係しない空虚な学問などありえない」の箇所に下線を引いた上で、表紙裏に「行為を基礎づける学問の理念 (Idee der thatbegründende Wissenschaft)」とメモしている。フィヒテのこの言葉は、1852年に公刊されたシュタインの『国家学体系』第1巻をばらばらにして作成された講義用冊子の空欄にも記されており、そこに括弧書きで、「だが、行為の概念そのものがまったく欠けている」と感想を残している。

のちにこのような感想を抱くにいったとしても、さきに、46年の「法哲学史」講義草稿に「フィ

ヒテの自我はそれ自身行為である」と書かれていることに注意を促しておいたように、「行為」は、「事行 (Tatsache)」を主張するフィヒテ自身にとってのみならず、シュタインらヘーゲル後の思想家にとっても特別の意味をもっていた。われわれはつぎにこのことを少し詳しく考察しておきたい。

ヘーゲル左派のモーゼス・ヘスは、1843 年に「行為の哲学」という論文を書き、ヘーゲル哲学を現代に活かそうと努めた。ヘスはその 2 年前に『ヨーロッパの三頭政治』を書き、そこでも、「従来の哲学はただ現に存在し、また、かつて存在し生成したことのみに関わり、現に生成することには関わらない」(Hess. 82) と述べて、ヘーゲルを「過去の哲学」と批判する一方、未来の哲学をめざす先駆者としてチェシコフスキの名を挙げていた。チェシコフスキは 1814 年生まれのポーランド人であり、ベルリンでヘーゲル学派のミシュレに学んだチェシコフスキは、1838 年に『歴史知序論 (Prolegomena zur Histriosophie, Berlin 1838)』⁽⁵⁾ を著し、歴史の不可欠な要素としての「未来の認識可能性」を論証せんとして、偶然的な自由でも必然的な自由でもなく、「自由的な自由」による精神の「出-自 (das Aus-sich)」的行為について論じた。これをひとつの鶏鳴として、ヘーゲルの〈黄昏とともに飛び立つミネルヴァの梟〉に代わって、〈日の光のもとで飛翔する哲学〉が青年ヘーゲル派の合い言葉となった。シュタインも 1842 年の『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』で「ドイツ哲学は知の哲学であるが、行為の哲学ではけっしてない。何が存在し、何が生成するかをそれは知っているが、われわれが何をなすべきかを知らない」(SuCl. 220, J268) と述べて暗にヘーゲル哲学を批判し、〈行為の哲学〉をめざした。その際に彼らがひとつの指針としたのがフィヒテ哲学であった。後期シェリングも、本質よりも実存を重視し、ヘーゲル哲学を「過去の哲学」と批判していたが、青年ヘーゲル派にとってシェリングは保守派に属する敵対者でしかなかった⁽⁶⁾。

フィヒテは講義録『学者の使命』(1794 年) で、行動が人間の価値を産むのであって知識ではないとか、知識は実践的でなければならないとかと一般に言われるのを受けて、その場合の知識とは何であるかと問う。そして、知識が実践的であるということは、知識によって或る行動が要請され、指示されることを意味する、と答える。それゆえ、実践的な知識とは、「いかなる対象によっても規定されず、なんらかの対象の模写でもなく、純粋な、したがって自己自身によって形態化された知識、他のものの複製ではなく、端的に自分自身の複製、ア・プリオーリな知識」⁽⁷⁾ である。その意味で実践的な知識は「たんなる幻影である」⁽⁸⁾ とフィヒテは言うが、それは実践的な知識を否定するためではなく、「端的に自己自身によって規定される」⁽⁹⁾ ことを強調したフィヒテなりの主体的実践哲学宣言である。そのことは、1800 年の『人間の使命』にある、「たんなる知識ではなく、君の知識に従った行為が君の使命である。〔中略〕行動のために君はそこに存在する。君の行動、そして君の行動だけが君の価値を決める」⁽¹⁰⁾ のであり、人間はたんなる所与の模像 (Nachbilder) ではなく、産出されるべきものの模範 (Vorbilder) である⁽¹¹⁾、という言葉や、1806 年の『現代の根本特徴』の「人類の地上生活の目的は、人類がそこで自分のすべての関係を、自由に、理性に従って方向づけること」⁽¹²⁾ であり、「理性の学」から「行動の学」へ⁽¹³⁾ の転換を求めていることから明らかであ

る。したがって、ヘスが「いまや行為の哲学となることが哲学の課題」であり、「この点でフィヒテのほうが最近の哲学よりもはるかに進んでいる」(Hess. 219)と評価するのは正当である。

シュタインがフィヒテの〈行為の哲学〉に注目するのは、こうした青年ヘーゲル派ないしヘーゲル左派の影響によるだけではない。キール大学で法学を学んだあと、1837年から38年にかけてイエナ大学に在学した際、歴史学教授ルーデンから受けた影響も見過ごすわけにはゆかない。ルーデンはブレーメン近郊で1778年に生まれ、ゲッティンゲンで神学を学んだのち、家庭教師時代にヨハネス・フォン・ミュラーから歴史を学び、1805年にイエナで学位を取得、06年にイエナ大学に就職、そこでゲーテやフィヒテらと交わった。ニーチュケによれば⁽¹⁴⁾、ルーデンはフィヒテの弟子であり、当時イエナで最も重要な哲学者のひとりであり、彼の歴史学の講義には大勢の学生が集まった、とルーゲが報告しているという。シュタインもそのひとりであった、とニーチュケは書いている。『ドイツ民族史 (*Geschichte des deutschen Volkes*, 12 Bde., Gotha 1825-37)』がルーデンの主著であるが、タシュケによれば、シュタインが直接影響を受けたのは、『国家の知恵あるいは政治についてのハンドブック (*Handbuch der Staatsweisheit oder der Politik*, Jena 1811)』である (Taschke. 232)。この言葉に従って、われわれもルーデンの著作を読んでおこう。

ルーデンはここで、国家独立の保障のための君主の態度と普遍的根本命題の効果のための国内での君主の態度とを論じ、後者では政府による文化の直接的な援助の必要を説いている。ただし、ここで言う文化とは、いわゆる文化芸能ではなく、人間の精神活動一般ないしいわゆる教養一般を意味し、のちにシュタインが「文明」と呼ぶものに等しい。ルーデンは、諸学や芸術、宗教のような精神文化にとどまらず、統一的な材料の獲得や生地加工、国内外の商売、あるいは、貧困の防止、保健衛生、国民教育等をも論じている。

ルーデンは、分業が最高度に導入され、みながすばらしいと語っている工場へ実際に行ってみよ、と訴える。そこでひとは、労働者が血の気を失い、心身ともに不具になり、何も知らず何もできず何も求めず、ぼろぼろになり、醜く、腹を空かせ、裸で青白い顔をした、ひどく愚鈍な光景を見ることになるであろう。子どもたちでさえ、油で汚れた機械のかび臭く死んだような空気のなかに閉じ込められている。資本家や工場所有者の富と栄光と、かつてこの工場で働いていたがいまや不具となって悲惨な状況におかれている労働者とのあいだの驚くべき対比を見よ。君主がなすべきことは、分業を統制し、万人の活動が国家全体のものとなり、国家によって根拠づけられた状態しておくことである。このようにルーデンは訴える⁽¹⁵⁾。

ルーデンは、行為と享受の関係から国家の役割を説く。精神的な活動はその享受を自己自身のうちにもつが、肉体的な活動では行為と享受とのあいだに距離が生まれうる。富を最も重要なものと想定してみた場合、富が比較的少数の市民の手にあるか、万人に配分されているかは、明らかにどうでもよい。というのも、国民全体から見ればどちらも同じだからである。これに対して、占有物ではなく能力、すなわち国民的資産が求められる場合は、労働と享受が分離され、市民の一部が働き、他は享受するだけなのか、あるいは、各人が自分の教養に必要な享受を見出せるよう市民が一

体となるのかは、どうでもよいことではない。貧富の差が激化している国民と、分裂も矛盾も憤懣も貧窮もなく全体のためにいっさいが配分されている国民とは比べものにならない。後者の国民は存立しうるが、前者の国民は外敵が存在しなくても自ずから滅亡する。したがって、文化のこのような援助とその普遍化過程に真の国家行政が関わるのでなければならない⁽¹⁶⁾。「自由のみずからを發揮し、すべての能力を展開できることを、諸個人は国家に求め、国家に期待する。」⁽¹⁷⁾だが、これは各人の活動と享受によってのみ可能である⁽¹⁸⁾。「自己性やエゴイズムに反対するすべての言説は空しい」、とルーデンは言う。エゴイズムを根絶しようとするひとは不可能なことを期待している。つまりかれらは人間本性の否定を求めている。人間はつねに自己であり、自我である⁽¹⁹⁾、とルーデンはフィヒテを思わせる筆致で書いている。個人は人類の一部であり、あらゆる他者の必然的な補完物である。しかし同時に個人はそれ自体で全体であり、個人に内在する理性によって1つの完結したものとなっている。「人類がひとつの感性界に共存して生きなければならない」以上、「すべての人間の生活は、空間と時間のなかで、人間のうちなる理性の発展と自覚化にほかならない」⁽²⁰⁾。

シュタインとフィヒテとの関係が、たんにカントの自律的人格態概念を超えるものとしてだけでなく、また〈行為の哲学〉への注目だけでなく、のちの国家行政論にまでおよぶものであることを、われわれはルーデンの著作の読解から確認できたと思われる。

第 4 節 ヘーゲルと普遍的人格態

つぎにシュタインのヘーゲル論について。最初に、講義草稿「法哲学史」から。さきにシュタインは、フィヒテの体系には自己矛盾があると指摘していた。そしてその解決はフィヒテ自身によっては実現されず、つぎのヘーゲルに託されていた。フィヒテの矛盾の原因は、とシュタインは指摘する、個別的な人格態そのものが無限なものとして設定されているところにある。したがってこの命題を廃棄しなければならないが、そうすると人格態そのものも失われてしまう。考えうる解決方法は、多数の人格態を包含する普遍的なものの登場にある (Taschke. 180)。ここでヘーゲルが国家の統一と人格態についての思想をもって現れた。彼はドイツがばらばらに分裂している現状に対して国家統一の理念を掲げ、いっさいの特権を否定した。ヘーゲルにとって精神は自分自身を実現するものであり、それは、人間が有する意識のなかに定在する。これが、人格態の理念の発展におけるヘーゲルの位置である (Taschke. 181)。ヘーゲルの体系では、いかなる認識されたものも全体の分枝として定在する。論理学では存在と本質と概念が、自然哲学では力学的なものと物理的なものと有機的なものが、精神哲学では主観的精神と客観的精神と絶対精神とが、それぞれ契機として展開する。法は客観的精神で登場するが、客観的精神は、現実的に自由な意志である主観的精神が展開したものであるから、法は自由な意志の定在である (Taschke. 183)。自由な意志はまずはそれだけで独立して個別的なものとして定在する。そのようなものとしてこの自由な意志はみずからの自

由を自分自身の身に具えてはおらず、多数態 (Mehrheit) として定在している。法は統一 (Einheit) として定在するから、自由な意志と法とはたがいに外的な関係にある。ここから不法と犯罪が生じる。これに対して道徳態が登場するが、それは個別的な主観的意志にすぎないから、法の本質と矛盾する。だが、矛盾は個別的人格態の発展の契機である。いまや多くの人格態でもなければ道徳態のような個別的なものでもない、それ自体でもそれだけ独立しても自由な意志、すなわち万人の意志の統一である人倫態が登場する。——このようにシュタインは、ヘーゲルの法＝権利の哲学を概説するが、一般的理解の範囲内のものと言える。

つづいてシュタインは、ヘーゲルの法哲学はそれだけで捉えられなければならないが、現代の運動におけるその意味は、歴史から認識しなければならない、と述べて、カントでは主体が客体の外部に真理を求め、フィヒテでは自我が自分自身で真理を実現し、ヘーゲルでは、あらゆる思考がほんらい主体の思考ではなく、思考それ自体であるという命題、すなわち、知が主体のなかで自分自身を知るという命題が表明された (Taschke. 183)、という3者の発展図式を素描する。ここにシュタインは新たな説明を加える。カントとフィヒテは、たんに学問の領域内で活動したにすぎない。これに対して、ヘーゲルの哲学は、自由の哲学として、政治的な歴史をもった、と (Taschke. 184)。すなわち、ドイツは解放戦争後の再組織化過程にあり、古い諸関係の残滓がまだたくさんあり、みずからの特権を維持しようとする動きが見られたが、ドイツの新しい諸国家は、国家の前での平等という原理にもとづく組織を求めた。とくにヴュルテンベルクでは古い身分や君主が〈自由〉に反対して戦っていた。そんな折、ヘーゲルは1815年にヴュルテンベルク地方議会について一書を著し、プロイセンの大臣シュタインが彼に注目した。プロイセンではまさに有機的な自由の理念を求める活動が始動していたからである。有機体の理念と自由の理念という2つの根本思想にヘーゲルは対応していたので、プロイセン国家の生命とヘーゲル哲学の根本思想とが一致した。だが、思想におけるこの一致は、プロイセン国家がシュタイン大臣の諸原理を放棄しはじめるや、厳しい批判にさらされた。その結果、ヘーゲル哲学は、1820年から30年にかけて、「卑屈な国家哲学 (die servile und Staatsphilosophie)」と呼ばれることになった。だが、七月革命以後、状況は一変し、ドイツでふたたび自由の概念が求められることになった。これは国家権力の発展に反対するためであった。ヘーゲルの思想が国家や教会に関してふたたび見直されることになったが⁽²¹⁾、これに対して、サヴィニーやシェリング、シュタール、アダム・ミュラー、さらにはハラールらが一致して反対した (Taschke. 185)。このように述べて、シュタールらについて若干の記述を残すものの、この1846年の講義草稿をシュタインは締め括っている。

このように見てくると、「法哲学史」についてのこの講義草稿でシュタインはヘーゲル哲学にカントやフィヒテの限界を超えるものを見ているにもかかわらず、それに対する共感も読み取れず、ヘーゲルを積極的に高く評価しているようにも思われぬ。かといって、マルクスのようにヘーゲルを徹底的に読みこなし、それに対して厳しい批判を展開するわけでもなく、まさしく法哲学史上の一階梯に位置するものとして遇している感がある。前述のように、賛否いろいろあるものの、

シュタインとヘーゲルとの関係を論じる研究書も多いが、あらためて検討してみると、シュタインがヘーゲル哲学について積極的に、ないし詳しく論じている箇所は意外と少ない。シュタインの人格態概念や労働概念とその展開過程は明らかにヘーゲル的であるし、1842 年の著作の書評を書いたモールも、「言葉はヘーゲル的だ」と指摘していた⁽²²⁾。シュタイン思想のヘーゲル臭さは、晩年にいたるまで消えていない。だが、それはシュタインがヘーゲル哲学を積極的に受容した結果ではなく、むしろヘーゲルと正面から真剣に対決せず、図式的な解釈で済ませてきた結果ではないかと思われる。

しかし、著作には残されなかったが、シュタインがヘーゲルと格闘した跡を、われわれはヘーゲルの『法哲学綱要』にあるシュタインの書き込みからうかがうことができる⁽²³⁾。表紙裏から見返しにかけて 2 ページのメモ書きがあるほか、本文のあちこちに書き込みがある。これらによると、シュタインの読み方は全体として、ヘーゲルの法＝権利の哲学を「人格態」概念の展開として捉えるものであるように思われる。それは、つぎのような書き込みからうかがえる。見返しに、「ヘーゲルは個別的な人格態をつねに特殊的なものとの普遍的なものとの対立という不明確な表象の背後に隠している」とあり⁽²⁴⁾、本文では、たとえば、第 29 節「自由な意志の定在が法＝権利である。——したがって、それは理念としての自由である」の欄外に、「つまり、自己規定とは法＝権利の自己規定のことである。ヘーゲルはここで、他の自我の理解可能性に対するカントとフィヒテの視点を失っている」とあり、第 35 節「それだけで独立して自由な意志の普遍態は形式的な普遍態、すなわち意志の個別態における自己意識的ではあるが無内容な単純な自己関係である」の欄外に、「この個別的な人格は、ヘーゲルにとって第 2 部で隠され、第 3 部で消失している」とあり、第 108 節の補遺「人倫で初めて意志は意志の概念と同一である」の欄外には、「意志はここでは個別的な人格態であり、意志の概念は普遍的な人格態である」と、第 112 節の補遺「形式的な法＝権利は禁止を含むだけである」の欄外には、「禁止とは、個別的な人格態が他の人格態に対して有する制限である」とある書き込みなどがそれである。このほかにも、第 34 節「それ自体でもそれだけ独立しても自由な意志は直接態の規定のうちにある」の欄外に、「もしヘーゲルがつねに意志 (Will) の代わりに意欲すること (Wollen) と書いていたならば、彼はきっと人格の普遍的概念とその法＝権利における位置を見出していたであろう」とか、第 43 節の注記「精神的な技能、学問、芸術」等に関する所説の欄外に、「まちがい。そのような技能などない」、第 49 節「私が何をどれだけ占有するかは、法的には偶然である」の欄外に、「ここには、何がどれだけ偶然ではないか、どういう学問が必要かといった問題の展開全体が欠けている」、第 72 節「契約」の欄外に、「この必然態は契約の必然態ではなく、交際のそれであって、契約は交際等の法＝権利にすぎず、そのようなものとして必要である」、第 261 節補遺「国家では普遍態と特殊態の統一にいっさいが帰着する」の欄外に、「ここには、個別的な人格態という有機体の最初の規定が隠されている」、第 264 節「大衆をなす諸個体は、それ自身精神的な本性を有し、したがってまた二重の契機、すなわちそれだけで独立して知りかつ意志する個別態の極と、実体的なものを知りかつ意志する普遍態の極をみずからに含む」の欄外に、「普遍態と個別態と

のいかなる区別も、その内容からは存在しない」、第 270 節補遺「国家は現実的である。この現実態は、全体の利害が特殊な目的に実在化されることにある」の欄外に、「普遍的なものの実在化としての現実態というのは存在しないのか」等々といった感想や疑問が記されている。

これらの批評から、シュタインが個別的な人格態にとことんこだわり、それを普遍的なものに包摂しようとするヘーゲルのやり方に警戒心を抱いていたことがわかる。

以上のようなヘーゲルのテキストへの直接的な書き込みとは別に、前述した『国家学体系』第 1 巻講義用冊子でも、本文 129 ページの「財貨の本質についての理論」に関連して、ヘーゲル『法哲学綱要』189 節の注記から、「国家経済学は近代を基盤として成立した学問の 1 つである。この学問の発展は、思想（スミス、セー、リカードウを見よ）がまず自分の眼前にある無数の個別態から事象の単純な原理を、すなわち事情のうちで働き事象を支配している悟性をいかにして見出したかという興味深いことがらを示している」という文章を引用したあと、シュタインは「ヘーゲルはそれ以上進んでいない」と評している。ここには、ヘーゲルの法＝権利の哲学を、国家学体系にまで展げて、そのなかに国民経済学をも取り込んだことへのシュタインの自負がうかがえる。

さて、このように見てみると、すでに述べたように、シュタインはヘーゲルの『法哲学綱要』を繰り返し読み⁽²⁵⁾、ノートはとっていないが、これを精読したことがわかる。だが、同じく書き込みをしながらノートもとり、批評論文も書いたサヴィニーに対する態度とは異なり、ヘーゲルの法哲学に対する本格的な研究はついになされなかった。シュタインは、みずからの思想の核になる人格態概念を、カントから、まずは自律の主体として、人格と区別された概念として受容し、フィヒテからは、それを静的なものではなく〈行為〉する自我として受容した。そしてヘーゲルからは、普遍的なものと個別的なものとの弁証法的連関にある人格態を学んだが、人格態概念を現実の生きた〈社会〉の分析に当てはめて理解しようとしたとき、ヘーゲルの人格態概念があまりに抽象的な意味で「普遍的」であることに抵抗を覚え、あくまでも個別的な人格態が相互に対立を繰り返しながら、普遍的人格態をめざすという過程を重視したと総括することができるであろう。

【註】

- (1) L. Stein, *Gegenwart und Zukunft der Rechts- und Staatswissenschaft Deutschlands*, Stuttgart 1876, S. 107.
- (2) J.G. Fichte, *Grundlage des Naturrechts nach Prinzipien der Wissenschaftslehre*, Jena u. Leipzig 1796. Hamburg 1967, S.92.
- (3) 『フィヒテ全集』第 6 巻、哲書房、1995 年、41 ページ。
- (4) 同上 55 ページ。
- (5) 良知力・廣松渉編『ヘーゲル左派論叢』第 2 巻（御茶の水書房、近刊）所収の拙訳を参照。
- (6) ハイネ『ドイツ古典哲学の本質』やエンゲルスのシュリング批判論文を参照。
- (7) *Fichtes Werke*, hrsg. von I.H. Fichte, Bd. XI, Berlin 1971, S.149.

- (8) *ibid.*, S.150.
- (9) *ibid.*, S.151.
- (10) *Fichtes Werke*, Bd. II, S.249.
- (11) *ibid.*, S.250.
- (12) *Fichtes Werke*, Bd. VII, S.7. 前掲『フィヒテ全集』第 15 卷, 拙訳 16 ページ.
- (13) *ibid.*, S.10. 拙訳 18 ページ.
- (14) Heinz Nitzschke, *Die Geschichtsphilosophie Lorenz von Steins. Ein Beitrag zur Geistesgeschichte des neunzehnten Jahrhunderts*, München und Berlin 1932, S.122.
- (15) Heinrich Luden, *Handbuch der Staatsweisheit oder Politik. Ein wissenschaftlicher Versuch*, Jena 1811, S.221.
- (16) *ibid.*, S.221f.
- (17) *ibid.*, S.202. タシュケはここに, シュタインの行政論へのルーデンの影響を見ている (Taschke. 234).
- (18) シュタインならばこれを「労働と享受」と言うであろう.
- (19) Luden, S.5.
- (20) *ibid.*, S.1. この一節は, さきに瞥見した, フィヒテの『人間の使命』を想起させる.
- (21) これだけでは必ずしも明確ではないが, ヘーゲルの思想が国家や教会に関して保守的に論じられたのではなく, ルーゲらによってヘーゲルの国家論がプロイセン反動国家に対して擁護され, あるいはシュトラウスやパウアー, フォイエルバッハらによってヘーゲル宗教論が教会権力に対して〈改積〉された時期があったことを暗に示唆するのではないかと思われる.
- (22) Robert von Mohl, Über Sozialismus und Kommunismus, in : *Allgemeine Zeitung*, Jg.1843, Nr.11, S.81.
- (23) シュタイン蔵書にあるヘーゲル『哲学的諸学のエンツュクロペディ』第 3 版にも, 表紙裏に数字の計算式と, 読み取れない薄い字で若干の書き込みがある. 前述の『国家学体系』第 1 巻の講義用冊子 4 ページに, 『エンツュクロペディ』から「衝動と恣意」に関する 473 節と 475 節からの書き抜きが, 同 7 ページに, 「基準」についての 107 節からの書き抜きが, そして 9 ページの「現実的な生活」に関して, 同じく『エンツュクロペディ』133 節と 479 節からの抜き書きがある.
- (24) タシュケが提示する, シュタインの筆跡判定によると (Taschke. XIV-XVIII), この見返しページに書かれたメモ書きは, 後期のもののように思われる.
- (25) 書き込みの筆記体の違いによりそれがわかる.

テキスト略記号

Taschke : L. Stein, Vorlesungsmanuskript “Geschichte der Rechtsphilosophie” 1846, in : Heinz Taschke, *Lorenz von Steins nachgelassene staatsrechtliche und rechtsphilosophische Vorlesungsmanuskripte*. Heidelberg 1985.

Hess : Moses Heß, *Philosophische und sozialistische Schriften 1837–1850. Eine Auswahl*. Hrsg. u. eingel. von Wolfgang Mönke, 2., bearb. Aufl., Vaduz 1980.

- ・本稿は, 2004~2005 年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (C) の助成を受けた研究の成果の一部である.
- ・本稿執筆に際し, シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館所蔵「ローレンツ・フォン・シュタイン遺稿」ならびに「シュタイン旧蔵図書」を利用した. 記して感謝したい.

【Abstract】

Wie studierte der junge Stein die Geschichte der sozialen Gedanken? (5) Kant, Fichte und Hegel

Takayuki SHIBATA

Lorenz von Stein las die Werke von Kant, Fichte und Hegel fleißig und oft erwähnte sie. In den Vorlesungen über die Geschichte der Rechtsphilosophie 1846 behandelte Stein den Begriff der Persönlichkeit bei Kant, Fichte und Hegel. Er nahm die Persönlichkeit auf als das Subjekt der Autonomie von Kant, als das tätige Ich von Fichte und als das Synthetische von der einzelnen und allgemeinen Persönlichkeit von Hegel. Aber ihre Begriffe der Persönlichkeit sind für Stein zu abstrakt. Z.B. sah Stein den Konflikt zwischen der Gesellschaft und dem Staat in demselben zwischen der einzelnen und allgemeinen Persönlichkeit.

* * *

Bei der Verfassung dieser Abhandlung habe ich den Nachlaß und die Bücher Steins in der Schleswig-Holsteinischen Landesbibliothek zu Kiel benutzt. Der Landesbibliothek danke ich sehr.